

# 令和5年度 放課後児童支援員認定資格研修の開催案内

## 1 目 的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する者又は従事することを希望する者のうち、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童クラブに従事するうえで必要となる知識及び技能を習得し、放課後児童支援員の資格を得るための研修を行う。

2 主 催 愛媛県（委託先：伊予鉄総合企画株式会社）

3 会 場 松前総合文化センター「広域学習ホール」（愛媛県伊予郡松前町大字筒井633番地）

4 日 程 ①令和5年10月11日（水） ②令和5年10月17日（火）  
③令和5年11月8日（水） ④令和5年11月10日（金）

## 5 受講資格

基準第10条第3項に規定する条件のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者

（参考）基準第10条第3項に規定する条件

- 第1号 保育士
- 第2号 社会福祉士
- 第3号 高卒等の者であって、2年以上（且つ2,000時間以上）児童福祉事業に従事する者
- 第4号 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者
- 第5号 大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者
- 第6号 大学にて社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を取得し、大学院への入学が認められた者
- 第7号 大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者
- 第8号 外国の大学にて社会福祉学の課程を修めて卒業した者
- 第9号 高卒者の者であって、2年以上放課後児童クラブに類似する事業に従事した者で、市町が適当と認めた者
- 第10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者

## 6 申込方法

### (1) 申込先

放課後児童クラブに勤務している場合：勤務先のクラブがある市町放課後児童クラブ所管課  
放課後児童クラブに勤務していない場合：住民登録をしている市町放課後児童クラブ所管課

### (2) 申込書類

- ・放課後児童支援員認定資格研修受講申込書（様式1）
- ・本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカード又はパスポートの写し）
- ・受講資格を証する書類（詳細は別紙2を参照のこと）  
※申込書と受講資格を証する書類で姓が異なる場合は、姓の変更を証する書類（戸籍抄本の写し）も提出ください。
- ・科目の一部免除に係る資格等を証する書類（詳細は（「8 科目の一部免除」を参照のこと）  
※科目の一部免除を受ける場合に提出ください。

### (3) 研修に必要な費用

1,100円（テキスト代、研修初日に販売）

※放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材（第2版）を持っている方は購入の必要はありません。

(4) 申込期限 令和5年9月15日（金）

(5) 定 員 約200名

(6) 受講者決定

受講が決定した者には、市町を通じて受講証を送付します。

受講証には顔写真を貼り付け、研修中は携帯してください。(受講票は研修最終日に回収します)

7 研修科目 16科目 (1科目90分) ※4日間で全科目実施

番号	科目	時間
1-①	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	90分
1-②	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	90分
1-③	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	90分
2-④	子どもの発達理解	90分
2-⑤	児童期(6~12歳)の生活と発達	90分
2-⑥	障害のある子どもの理解	90分
2-⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解	90分
3-⑧	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	90分
3-⑨	子どもの遊びの理解と支援	90分
3-⑩	障害のある子どもの育成支援	90分
4-⑪	保護者との連携・協力と相談支援	90分
4-⑫	学校・地域との連携	90分
5-⑬	子どもの生活面における対応	90分
5-⑭	安全対策・緊急時対応	90分
6-⑮	放課後児童支援員の仕事内容	90分
6-⑯	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	90分

8 科目の一部免除

取得している資格等に応じて、科目の受講を免除することができます。免除を希望する場合は、免除に必要な資格等の証明書類の提出が必要となります。

区分	受講免除に必要な資格等	免除できる科目
ア	保育士の資格を有する者 (基準第10条第3項第1号該当者)	2-④ 子どもの発達理解 2-⑤ 児童期(6~12歳)の生活と発達 2-⑥ 障害のある子どもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
イ	社会福祉士の資格を有する者 (基準第10条第3項第2号該当者)	2-⑥ 障害のある子どもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
ウ	教諭となる資格を有する者 (基準第10条第3号第4号該当者)	2-④ 子どもの発達理解 2-⑤ 児童期(6~12歳)の生活と発達
エ	国が実施する放課後児童支援員認定資格研修に係る講師養成研修の修了者で、県に講師登録をした者	講師養成研修を修了し、講師を担当することが出来る科目
オ	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(発行から一年以内のもの)を有する者	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証に明記されている科目
カ	本研修の前年度以降に愛媛県が主催する放課後児童支援員等資質向上研修を履修した者	放課後児童支援員等資質向上研修における講義の内容が、放課後児童支援員認定資格研修における研修科目と同等の内容である科目

## 9 研修修了要件・研修修了証交付について

### (1) 修了の要件

研修を修了するには、すべての科目の履修が必要です。科目の履修を確認するために、科目ごとに研修シートを提出していただきます。また、15分以上の遅刻、早退、離席等があった科目は未履修となります。

### (2) 修了証及び一部科目修了証の交付

研修後、研修修了を証する「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を、愛媛県から市町を通じて交付します。

なお、病気等のやむを得ない理由により一部科目が未履修となった方には、履修済みの科目を証する「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。

## 10 その他

- ・広域学習ホール内での飲食はご遠慮ください。
- ・昼食は各自でご用意ください。
- ・松前総合文化センターの駐車場（無料）には限りがあります。
- ・少しでも体調に異変（発熱、風邪症状、全身倦怠感等）がある場合は、研修参加をご遠慮ください。
- ・研修が延期となる場合は、愛媛県ホームページ等にてお知らせいたします。

### お問い合わせ先

#### ○研修運営・受講方法について

伊予鉄総合企画株式会社（研修受託者） 担当 三浦  
電話 (089) 963-5075 Eメール houkago\_jidou@iyoplan.jp

#### ○その他研修全般について

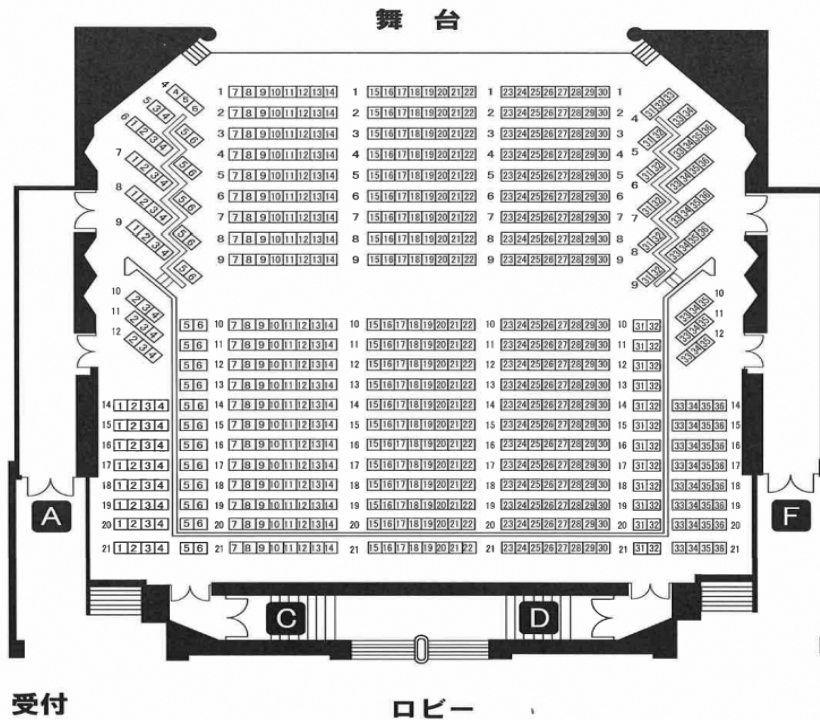
愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
男女参画・子育て支援課子ども健全育成グループ 担当 樽岡  
電話 (089) 912-2448 Eメール taruoka-saki@pref.ehime.lg.jp

◆会場案内 松前総合文化センター「広域学習ホール」(愛媛県伊予郡松前町大字筒井 633 番地)



会場の駐車台数には限りがありますのでご了承ください。  
 駐車場は、松前公園体育館「老人広場」をご利用ください。※別紙参照  
 広域学習ホール内での飲食はご遠慮ください。飲食をされる場合はロビーでお願いいたします。

◆ホール座席表 イメージ図



当日は指定席となります。  
 後日送付の受講票に記載されている座席番号をご確認ください。